

深谷市公金管理方針

第1 総則

1 目的

この方針は、会計管理者が管理する公金の保管及び運用に関し必要な事項を定めることにより、安全性、流動性及び効率性を考慮した公金管理を行うことを目的とする。

2 定義

この方針において「公金」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第235条の4第1項に規定する一般会計及び特別会計の歳入歳出に属する現金（以下「歳計現金」という。）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第168条の7に規定する歳入歳出外現金（以下「歳計外現金」という。）
- (3) 自治法第241条第1項の規定により特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設けている基金に属する現金（以下「基金」という。）

3 法令等との関係

公金管理は、自治法、地方財政法、自治令、深谷市財政調整基金条例その他の基金条例及び深谷市会計事務規則に定めるものを除くほか、この方針の定めるところによる。

4 公金管理の原則

公金管理にあたっては、優先度の高い順に安全性及び流動性を確保し、効率性を追求することを原則とする。

(1) 安全性の確保

元本の安全性の確保を最重要視し、元本が損なわれることを避けるため、安全な金融商品により保管及び運用を行うとともに、預貯金については金融機関の経営の健全性に十分留意する。

(2) 流動性の確保

支払い等に支障をきたさないよう、必要となる資金を確保するとともに、想定外の資金ニーズに備え、資金の流動性を常に確保する。

(3) 効率性の追求

安全性及び流動性を十分確保した上で、効率性を追求し、運用収益の最大化を図る。

第2 公金管理の考え方

1 公金管理計画の策定

毎年度、公金の管理に関する計画（以下「公金管理計画」という。）を策定する。公金管理計画には次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 歳計現金の保管及び運用に関すること。
- (2) 歳計外現金の保管及び運用に関すること。
- (3) 基金の保管及び運用に関すること。

2 公金管理の実施

(1) 保管及び運用の基本的な考え方

安全性、流動性を確保しつつ、適切にリスク管理を行い、より効率的な運用を行うものとし、公金全体の金融商品の構成が最適なものとなるよう努める。

(2) 調達方法

資金不足に備えて調達を実施する際は、内部資金の繰替運用等の方法を用いる。

(3) 取引方法

公金の保管及び運用にあたっては、競争性に優れた引合方式又は機動性に優れた相対方式のうち、資金状況や金利動向等に留意し、効率性の高い取引方法を用いる。

3 公金管理実績の報告

会計管理者は、毎年度、前年度の公金管理の実績を取りまとめ、市長に報告し、かつ、ホームページにより公表する。

第3 公金の保管及び運用

1 歳計現金

(1) 保管及び運用方法

歳計現金の保管及び運用は、次に掲げる金融商品により行う。

ア 当座預金

イ 決済用預金

ウ 普通預金

エ 定期預金

オ 譲渡性預金

カ 国庫短期証券

(2) 運用期間

運用期間は、一会計年度内とし、満期又は期限まで持ち切ることを原則とする。

ただし、次のアからウまでの場合に限り、運用中の預貯金の解約又は債券の売却を行うことができる。

ア 安全性を確保するために必要な場合

イ 流動性を確保するためにやむを得ない場合

ウ 安全性を確保しつつ、効率性を確実に向上させるために必要な場合

(3) 預貯金先金融機関

第3の1の(1)のアからオまでに規定する金融商品について、第4に規定する基準に該当し、かつ、市との事務処理等が円滑に行われる金融機関のものとする。

ただし、預貯金債権の全額について、金融機関が保有する市に対する債権との相殺が可能な場合は、この限りではない。

(4) 債券発行体

第3の1の(1)のカに規定する金融商品については、第5に規定する基準に該当する債券発行体とする。

(5) 有価証券保管先機関

第3の1の(1)のイに規定する金融商品については、資金の決済業務等が確実に行われる証券会社等で保管し、定期的に保管状況等を確認する。

2 歳計外現金

(1) 保管及び運用方法

歳計外現金の保管及び運用は、第3の1の(1)のイからカまでに規定するもののほか、次に掲げる金融商品により行う。

ア 国債

イ 政府保証債

ウ 地方債

エ 地方公共団体金融機構債券

(2) 運用期間

運用期間は、原則として一会計年度内とし、満期又は期限まで持ち切ることを原則とする。ただし、支払い時期等を勘案して一会計年度を超えて行うことができるものとし、次のアからウまでの場合に限り、運用中の預貯金の解約又は債券の売却を行うことができる。

ア 安全性を確保するために必要な場合

イ 流動性を確保するためにやむを得ない場合

ウ 安全性を確保しつつ、効率性を確実に向上させるために必要な場合

(3) 預貯金先金融機関

歳計現金に準ずる。

(4) 債券発行体

第3の1の(1)のイ及び第3の2の(1)のアからエまでに規定する金融商品については、第5に規定する基準に該当する債券発行体とする。

(5) 債券の取得単価

債券の取得単価は、原則として額面価格もしくは額面価格未満とする。なお、金利水準の変化等により債券購入の余地のない場合、又は、利回りによって額面価格超の債券の取得ができる。

(6) 有価証券保管先機関

第3の1の(1)のイ及び第3の2の(1)のアからエまでに規定する金融商品については、資金の決済業務等が確実に行われる証券会社等で保管し、定期的に保管状況等を確認する。

3 基金

(1) 保管及び運用方法

歳計外現金に準ずる。

(2) 運用期間

基金の運用は、各基金の設置目的並びに積立て及び処分の計画等を勘案して期間を定める。

(3) 預貯金先金融機関

歳計現金に準ずる。

(4) 債券発行体

歳計外現金に準ずる。

(5) 債券の取得単価

歳計外現金に準ずる。

(6) 有価証券保管先機関

歳計外現金に準ずる。

第4 預貯金の取扱い

1 預貯金先金融機関

預貯金先金融機関については、次に掲げる条件のいずれかに該当する深谷市指定金融機関又は深谷市収納代理金融機関とする。

(1) 格付け会社のうちいずれかがA格以上に格付けしていること。

(2) 各種経営状況指数を参考に、自己資本比率等について銀行法等による規制基準を上回る水準により自己資本の充実度を評価し、経営の健全性が認められること。

2 経営状況の監視

(1) 経営指標

預貯金先金融機関の経営悪化の兆候を早期に察知するため、監視にあたっては、株価、格付け等を経営指標とする。

また、経営指標の動向により、必要な場合には、第4の2の(3)に規定する対応を強化することができる。

(2) 財務分析

預貯金先金融機関の経営状況について、ディスクロージャー誌等の財務資料を基に四半期又は決算期(中間決算を含む。)ごとに安全性、流動性及び効率性の観点から、業態内比較や時系列推移等により分析する。

(3) 監視結果の対応

ア 預貯金先金融機関の経営状況に応じて、次の(ア)から(ウ)までに掲げる対応を決定する。

(ア) 分散預入

(イ) 新規預貯金の停止

(ウ) 中途解約

イ 分散預入の際は、特定の金融機関に預入が過度に集中しないよう留意する。

第5 債券の取扱い

1 債券発行体

債券発行体については、次に掲げる条件のいずれかに該当する債券発行体のものとする。

(1) 格付け会社のうちいずれかがA格以上に格付けしていること。

(2) 各種経営状況指数を参考に、財政規模、財政力及び基金残高などにより自己資本の充実度を評価し、経営の健全性が認められること。

2 経営状況の監視

(1) 経営指標

債券発行体の経営悪化の兆候を早期に察知するため、監視にあたっては、株価、格付け等を経営指標とする。

また、経営指標の動向により、必要な場合には、第5の2の(3)に規定する対応を強化することができる。

(2) 財務分析

債券発行体の経営状況について、ディスクロージャー誌等の財務資料を基に四半期又は決算期(中間決算を含む。)ごとに安全性、流動性及び効率性の観点から、業態内比較や時系列推移等により分析する。

(3) 監視結果の対応

ア 債券発行体の経営状況に応じて、次の(ア)から(ウ)までに掲げる対応を決定する。

(ア) 分散投資

(イ) 新規購入の停止

(ウ) 中途解約

イ 分散投資の際は、特定の債券発行体に投資が過度に集中しないよう留意する。

第6 公金管理の権限及び責務

1 公金管理の権限

(1) 公金管理については、会計管理者が統括する。

(2) 会計管理者は、金融情勢等に応じた的確な判断のもとで安全かつ効率的な公金管理を行うよう努める。

2 公金管理に従事する者の責務

公金管理に従事する者は、公の財産であることを踏まえ、すべての公金管理に関する事項を判断し、決定し、又は実行するにあたり、法令等及びこの方針に定める事項を誠実に守らなければならない。

第7 見直し

この方針は、随時、その内容を見直して適正な内容となるように努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この方針は、平成28年1月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この方針の施行の際現に保管及び運用されている公金は、速やかにこの方針に従った保管及び運用に移行しなければならない。
- 3 前項の公金については、同項の規定によりその保管及び運用に移行するまでの間は、この方針にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この方針は、平成28年12月6日から施行する。